

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委託業務名	仰木の里東小学校 火災受信機の取替業務
委託業務場所	大津市仰木の里東六丁目
概要	火災受信機取替業務
契約期間	令和7年9月24日から 令和7年10月31日まで
契約年月日	令和7年9月24日
契約金額	2,288,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市滋賀里一丁目9番3号 [名称] ニッタン株式会社 大津支店
契約相手方の選定理由	仰木の里東小学校の自動火災報知設備についてはニッタン株式会社による製品が設置されている。今般、火災受信機の不良が発生したことから、これを取り替える業務を行う。 本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の業務である。万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、ニッタン株式会社と随意契約をするもの。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。